

林野庁補助事業・外構部の木質化対策支援事業（外構実証型事業）について

1. 申請方法

- ①事前にWEBでの利用登録が必要 ⇒ ②利用者登録承認後、事業内容申請 ⇒ ③必要書類を郵送
[事業申請] 6月1日～7月31日17時まで。申請書（書面）の受付は7月31日の当日消印有効。
ただし、予算上限により打ち切り。

2. 対象施設

(1) 埽 ※ア～エを全て満たすこと

- ア 延長1mあたり0.04m³以上の木材を用いて整備する塀であって、当該塀全体で0.1m³以上の木材を用いるもの
イ 全国木材協同組合連合会が外構実証型事業として採択する旨の通知をした日付以前に着手していないもの
ウ 本事業以外の国からの助成を受けていないもの
エ 反社会的勢力が整備し、または所有するものでないもの

(2) デッキ ※ア～エを全て満たすこと

- ア 0.2m³以上の木材を用いて整備する建物外部にあるデッキであって、基礎を施すなどして、屋外に固定され、容易に持ち運びができないもの
イ 全国木材協同組合連合会が外構実証型事業として採択する旨の通知をした日付以前に施工着手していないもの
ウ 本事業以外の国からの助成を受けていないもの
エ 反社会的勢力が整備し、または所有するものでないもの

3. 助成額

(1) 基本

- ①クリーンウッド法に基づく登録木材関連事業者から木材を調達する場合、又は登録事業者が塀を施工する場合は、塀の整備費と塀の延長1mあたり30,000円の定額で算出された金額のいずれか低い金額を助成。一施設あたりの上限220万円。
②上記①以外の場合は、塀の整備費と塀の延長1mあたり17,500円の定額で算出された金額のいずれか低い金額を助成。一施設あたりの上限は130万円。

(2) デッキ

- ①登録事業者から木材を調達する場合、又は登録事業者がデッキを施工する場合は、デッキの整備費とデッキの木材使用量1m³あたり150,000円の定額で算出された金額のいずれか低い金額を助成。一施設あたりの上限額は150万円。
②上記①以外の場合は、デッキの整備費とデッキの木材使用量1m³あたり100,000円の定額で算出された金額のいずれか低い金額を助成。一施設あたりの上限額は100万円。

4. 事業に関する問い合わせ先

事務局 全国木材協同組合連合会内 外構実証事業事務局

〒100-0014 東京都千代田区永田町2-4-3 永田町ビル

TEL: 03-3592-1221 (平日 10:00～17:30) /FAX: 03-6550-8541 /メール: info@kinohei.jp